

空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会 議事録

日 時 令和8年7月16日（木） 10時00分～11時00分
場 所 都庁第二本庁舎9階 9A会議室
出席者 小宮山 榮 公認会計士
香川 裕彦 一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
轟 朝幸 日本大学理工学部長
事務局 内井 敏彦 東京都港湾局離島港湾部島しょ空港管理専門課長
梶 雅人 東京都港湾局離島港湾部管理課主任

【委員会概要】

次第：

- 1 開会
- 2 委員の御紹介、委員会の成立
- 3 議事
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
- 4 閉会

(事務局・内井課長)

本来、部長の松本がご一緒させていただくべきところ急な公務につき出席できないこととなりました。申し訳ございません。

【開会】

(事務局・内井課長)

皆様お揃いですので始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、空港の指定管理者評価委員会を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中、本評価委員会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局で司会進行を担当いたします、離島港湾部島しょ空港管理専門課長の内井でございます。よろしくお願いいたします。

【委員紹介】

(事務局・内井課長)

続きまして、委員の皆様方を御紹介申し上げます。

公認会計士の小宮山委員でございます。

(小宮山委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・内井課長)

一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の香川委員でございます。

(香川委員)

香川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・内井課長)

日本大学理工学部長の轟委員でございます。

(轟委員)

轟です。よろしくお願いいたします。

(事務局・内井課長)

本委員会は委員会の委員皆様にご出席いただいておりますので、空港の指定管理者評価委員会設置要綱第6、2項の規定に基づきまして有効に成立していることをご報告させていただきます。

【資料確認】

(事務局・内井課長)

次に、本日の資料の御確認をお願いします。

お手元の、空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会こちらの資料をご覧ください。

1 ページが「次第」となっております。

2 ページが「委員名簿」、

3 ページが「座席表」、

4～5 ページが「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」、

6 ページが資料1「東京都八丈島空港 空港施設の指定管理及び評価について」、

7 ページが資料2「指定管理者の評価について」、

8 ページが資料3「一次評価基準」、

9～10 ページが資料4「空港の指定管理に係る評価結果（一次評価）」、

11 ページが資料4（別紙）、

12 ページが資料5「空港の指定管理に係る二次評価（案）」

となっております。

さらに、別冊で「参考資料」を御用意しております。

資料は以上ですが、不備等ございませんでしょうか。

なお、今年度より、本委員会場で指定管理者との意見交換会を実施することとなりました。質疑応答の時間で指定管理者がオンラインで参加し、直接ご質問に回答させていただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長選出】

(事務局・内井課長)

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

議事（1）「委員長の選出」についてでございます。

「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」第3第2項に基づきまして、委員の中から互選によって選出することとなっておりますが、どなたか推薦の御意見はござ

いますでしょうか。

もしご意見がないようであれば、事務局からの提案ですが、東京の全ての島しょ観光関係で広く見地を有している一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の香川委員にお願いしたいのですが、ご異議ございませんでしょうか。

(賛成、異議なしの声)

それでは、これからの議事進行を委員長の香川委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【評価委員会の目的】

(香川委員長)

ただいま委員長に選任されました香川でございます。よろしくお願いいたします。これより議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、指定管理者が令和7年度に実施いたしました施設の管理運営状況等の評価につきまして、当委員会としての評価を決定いただくものでございます。それでは、議事(2)「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局・内井課長)

では、初めに、お手元の資料の6ページ、資料1「東京都八丈島空港 空港施設の指定管理及び評価について」をお開きください。本委員会において評価していただくのは、東京都八丈島空港の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。東京都営空港条例に基づき、東京都八丈島空港につきましては、指定管理者である「八丈島空港ターミナルビル株式会社」が管理しております。

令和8年度から3期目に入り、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

「1. 指定施設の役割及び制度導入に至る経緯」については、記載のとおりです。

指定管理者の業務につきましては、「2. 指定管理者の概要」をご覧ください。このうち指定管理業務といたしまして①～⑩の業務を担っております。

次の「3. 特命理由」につきましては、後ほど、特命要件の確認の際に御説明いたします。

「4. 評価」の欄におきましては、過去に評価された点、改善すべきについて記載してございます。

続いて、評価の目的や流れについて御説明いたします。

7ページの資料2「指定管理者の評価について」をご覧ください。

指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的として行われるものです。

評価の流れとしましては、施設の管理運営状況について、八丈支庁が業務報告書や現地調査等によって確認した結果と、実績報告などの資料を踏まえて、港湾局が一次評価の決定を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。

本委員会では、委員の皆様にも、港湾局離島港湾部が行いました一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。その後、港

湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。
続きまして、空港の指定管理者に係る一次評価基準について御説明いたします。

次のページ資料3「一次評価基準」をご覧ください。

大きく分けまして「管理状況」と「事業効果」という2つの大項目について、評価を行っております。

一つ目の大項目「管理状況」につきましては、「適切な管理の履行」・「安全性の確保」・「法令等の遵守」・「適切な財務・財産管理」の4つの中項目から構成されております。「事業効果」についても「事業の取組」・「利用の状況」・「利用者の反応」・「行政目的の達成」の4つの中項目に分かれております。

それぞれの中項目には確認項目が設けられており、計28項目ございます。一番右の欄の評価基準に基づき、指定管理者が果たすべき水準を満たすなどしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」という3種類の判定を行っております。

次に、一次評価結果についてです。

9ページから11ページにかけて、資料4及び資料4別紙というかたちで、計3ページにわたり記載しております。

表の見方ですが、9ページにございますように、先ほどの三段階の評価をそれぞれ、2点、1点、0点と点数化いたしまして、全体の点数を算出しております。

10ページを御覧ください。資料中ほどの【一次評価結果】の表中にございます「評点」ですが、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点35点を標準点とし、標準点からどの程度上回っているか、あるいは下回っているかで、ランク付けをSからCまでの4段階で評価しております。

次に、その下にありますように、「指定管理者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても確認を行っております。

続きまして、一次評価の内容について御説明いたします。9ページの頭にお戻りください。

中項目1項目目「適切な管理の履行」から御説明いたします。

人員の適正配置や育成のほか、施設の点検、修繕や巡回業務などの管理・運用業務を年間事業計画どおりに実施していることを、実績報告書及び年間作業計画で確認しましたので、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして中項目2項目目「安全性の確保」についてです。

空港の保安対策として、消火救難や不法侵入者事案等の対応訓練なども計画どおり実施していることを確認しております。特に、防災への配慮として、ガイドラインの改訂に合わせた内容の訓練を行っており、昨年度の台風22号による発災時にはA2-HQを設置いたしました。このA2-HQというのは空港における台風災害時の本部という位置づけになっております。こちらを設置し、各機関との情報共有を図り、台風通過の翌日には、早くも空港の運用を実現しました。今までの自然災害訓練の経験を活かし、現地で適切に対応をしていました。また、台風の被害を振り返り、備蓄水の追加配備を行っております。以上のことから、各項目を適正と認めるとともに、防災への配慮、緊急時対策の項目については「水準を上回る」と評価いたしました。

続きまして、中項目3項目目「法令等の遵守」です。

主に個人情報などの情報の取扱に係る確認項目となっております。こちらにつ

きましては、申請書等の個人情報の施錠保管や個人情報に係る研修の実施など、個人情報保護や記録の取扱いに問題がないことを八丈支庁が確認しておりますので全ての項目について適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして、中項目4項目目「適切な財務・財産管理」でございます。

「収支状況」については、収入決算額と支出決算額の差額比率、いわゆる収支差額比率が2.52%であり、評価基準の±10%以内に収まっていることから、水準どおりとなっております。

なお、「経理処理」、「都有財産等（物品・現金等）の管理」、「経理・現金に関する書類等の管理」については問題がないことを、八丈支庁が確認しております。

以上のことから、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

なお、収支状況の評価で使用した資料でございます収支決算報告書は、参考資料にお示ししております。

続きまして、中項目5項目目「事業の取組」についてです。

事業計画に基づく各種利用者サービス及び利用促進事業を着実に実施しており、様々なイベントを通じて空港への理解促進及び親しみやすい空港づくりに引き続き取り組んでいます。

この取組を評価し、「水準を上回る」といたしました。

続きまして中項目6項目目「利用の状況」についてです。

令和7年度は定期便・プライベート機・公用機あわせて2,179機の利用がありました。評価基準に照らしますと、過去5か年平均値の10%を上回るという実績であることから、「水準を上回る」と評価いたしました。

続きまして中項目7項目目「利用者の反応」についてです。

11ページの資料4別紙をご覧ください。

利用者アンケートの評価平均値が4を上回っておりますので「水準どおり」と評価いたしました。

資料9ページにお戻りください。

最後に中項目8項目目「行政目的の達成」についてです。

東京都事業の外国人富裕層の向けファムトリップの実施に協力し、ビジネスジェットの受入を行いました。行政目的の達成のため、協力し、円滑に業務を遂行していることが確認できましたが、過年度からの引き続きの業務であることから、「水準どおり」の評価としております。

ただいまご説明申し上げた中項目8項目の内訳である、確認項目が28項目ございます。このうち、5項目が「水準を上回る」、その他項目が「水準どおり」となりましたので、次ページの【一次評価結果】欄、右側記載のとおり、点数は「43点」、一次評価は「B」となりました。

次に、その下の【確認事項】に移ります。

指定管理者の財務状況について御説明いたします。参考資料の方をお開きいただき、最終ページの「経営基盤計算書」をご覧ください。

八丈島空港ターミナルビル株式会社の財務状況はこちらの表のとおりでございます。このうち、表の下にある6項目を指標として確認した結果、一定水準以上を確保しており、全体として同会社の事業存続に支障がないと判断いたしました。

次に、特命要件の確認についてでございます。再度10ページにお戻りください。本施設については次の2点が特命要件に該当しております。

一つ目、当該施設は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈島（東京都八丈町）にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される施設であること。

二つ目、専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性があること。

ここまで御説明してきましたように、評価が「B」であること、財務状況の健全性及び特命要件が継続していることを確認し、一次評価の決定を行いました。

最後に、一次評価結果を踏まえまして「二次評価（案）」を提示させていただいております。12ページの、資料5「二次評価（案）」を御覧ください。二次評価案は一次評価と同様に「B」評価としております。

理由につきましては、管理状況・事業効果のそれぞれに記載してございます。

管理状況につきまして、

1点目として、配置計画に沿った人員体制を維持するとともに空港管理業務に必要な研修やOJT、能力確認を継続的に実施し、職員の知識・技能向上に努めたこと。

2点目として、ガイドラインの改訂に合わせた訓練ができています。地方空港を想定した内容で訓練を実施できた。台風22号の発災時には今までの自然災害訓練の経験を活かし、A2-HQを設置し、各機関との情報共有を図ることができたこと。

こういった訓練の経験を生かして、適切に災害に対する対応を行っていただけるといふ風に評価をしております。

事業効果につきまして、

事業計画に基づく各種利用者サービス及び利用促進事業を着実に実施しており、空港見学イベントやクリスマスナイトツアー、「空の日」イベントなどを通じて空港への理解促進及び親しみやすい空港づくりに取り組んだこと。

以上より、管理状況・事業効果ともに指定管理者として必要十分を満たしていると判断できることから、「B」評価をご提案させていただきます。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

（香川委員長）

ただいまの説明につきまして、質疑応答、指定管理者との意見交換を実施いたします。それでは指定管理者の八丈島空港ターミナルビル株式会社様にご参加いただきます。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

—指定管理者、Teams オンラインにて入室—

（小宮山委員）

五点ほど質問があります。

まずマラソン大会について、応募者は例年何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

（指定管理者・鈴木）

先着で100名に達した時点で募集を打ち切ってしまうので、何名の応募があったということにはお答えできないのですが、打ち切った後に問い合わせがあり、お

断りするケースがありますので、１００名以上の応募はいると認識しています。

(小宮山委員)

参加者の方にアンケート調査などは行っていますか。

(指定管理者・鈴木)

アンケートは実施しております。以前は、紙で行っていましたが、最近ではメールやＱＲコードなどオンライン上でできるものへシフトしております。

(小宮山委員)

ありがとうございます。今後そのアンケートの結果等もお示しいただけるとよろしいかと思います。

次の質問ですが、令和７年度の利用に関しては、プライベート機・公用機あわせて２，１７９機ということですが、もしフル稼働すると大体何機まで受け入れが可能なかを教えていただきたいです。

(指定管理者・鈴木)

フル稼働で年間どれくらい受け入れることができるのか計算してみてからでないとお答えできないです。

(小宮山委員)

今よりも受け入れることは可能なのでしょうか。

(指定管理者・鈴木)

受け入れに余力はあると認識しております。

(事務局・内井課長)

補足させていただきますと、八丈島空港は現在ＡＮＡの定期便が往復三便ございます。そのほかにプライベート機・公用機がございます。定期便も飛んでいただけるのであればかなりの数が受け入れ可能ですが、需要の関係でなかなかそのような形にはなりにくいというのが現状です。

(小宮山委員)

富裕層向けのビジネスジェットの受け入れを行っているとのことですが、具体的にどのくらいの数があったのでしょうか。

(指定管理者・鈴木)

ビジネスジェットの誘致に関しては、東京都が事業として行っているもので、その協力をしている形となります。この取組以外で、富裕層によるビジネスジェットの利用はこれまでは年間１から２機だったと思われます。

(事務局・内井課長)

補足をさせていただきますと、昨年度ファムトリップという形で旅行業界の方で

ツアーを販売するような影響力を持つ方を対象に、招待という形で（他局の事業に）協力をしています。少なくとも1件で、人数的には10名に満たないような人数であったと思います。

（小宮山委員）

令和7年度の指定管理の業務において、アピールする点があれば教えていただきたいです。

（指定管理者・鈴木）

滑走路マラソンや見学会などのイベントにおいて内容を改善したという点、施設の管理において仕様書に記載されている作業以上のことをプラスアルファで、必要と思われることを随時実施しているという点です。また、昨年度台風で大きな被害がありましたが、そのあとの緊急的な対応や自衛隊との調整に社員力合わせて対応したという点です。

（小宮山委員）

最後の質問ですが、指定管理者として管理する上での課題があれば教えていただきたいです。

（指定管理者・鈴木）

ここ何年かで感じていることは、空港の施設が経年劣化で傷んでいるところが非常に多く、指定管理の方で修繕等できるところは進めているところですが、どうしても東京都に更新を依頼しなければいけないところがあります。東京都のほうでも計画的に更新を進めていただいているのですが、計画的にいかず、更新が先延ばしになってしまい、それまで延命で維持しなければならないという案件が多いと感じております。更新されるまで維持しなければいけない、見込んでいた時期よりもさらにそれが先延ばしになってしまうということが多いと感じております。

（事務局・内井課長）

一点お伺いしたいのですが、今のお話にあった東京都の計画が先延ばしになったということについて、具体的な施設はどこでしょうか。

（指定管理者・鈴木）

直近ですと、灯火施設を整備する整備作業所という場所です。

（香川委員長）

ほかに質問はありますでしょうか。

（轟委員）

大きく二点ありまして、一点目は、空港業務は地方・島しょにおいても人材不足だと思いますが、その中で人材確保、特に安全のノウハウをしっかりとった人材が継続的に雇用できる環境というのはあるのか、もしくは育成等に関する取組状況、課題等教えていただければと思います。また、人材不足に関しては技術的なもの、

いわゆるDXあるいは最先端の機器等も導入していくことがあると思います。大規模空港では技術革新、自動運転等進んでいますが、なかなか離島空港では難しいことだと思っていますが、これについて取組を検討などはしていますでしょうか。

(指定管理者・奥山)

採用については厳しい状況が継続しております。昨年の台風被害で住居が確保できず、採用が進められない状況でしたが、今年度になって、住居のほうも少しずつできてきたということで採用の方も少しずつ進められてきております。弊社だけでなく、八丈町の方々からも採用は厳しいという話を伺っております。人材不足において、DX化という話も伺いましたが、離島の条件によりまだまだ思うようには進められておりません。弊社ではANAのハンドリングも行っておりますが、調整をしながら進めていければと思っています。

(轟委員)

ありがとうございます。難しい条件だとは思いますが、ぜひDXあるいは他空港、東京羽田などの最先端のノウハウを共有してもらい、できる限り効率化につながる政策を東京都含めて進めていかなければと思います。

二点目は、災害に関して、私が災害のA2-BCPのガイドラインの作成を国の方で行ったことがあるので、その関係でお伺いしたいことがあります。今回の災害が起こった際にA2-HQ（ヘッドクォーター）を立てて対応を行ったということですが、このA2-BCPにおいて通常は空港長がトップになって対応していくことが多いですが、八丈島空港ではどのような体制で行ったのでしょうか。メンバー等教えていただければと思います。

(指定管理者・鈴木)

おっしゃるとおり通常は空港管理事務所長となりますが、八丈島空港につきましては、ヘッドクォーターは八丈支庁長になります。その補佐として港湾課がつかます。その下に入って管理事務所が動くような体制になっております。

(轟委員)

わかりました。管理事務所と指定管理者は一緒ということでよろしいでしょうか。

(事務局・内井課長)

管理事務所と指定管理者は同じです。

(轟委員)

わかりました。そういった中で、災害時うまくいったという点はよかったと思います。一方で様々な課題、施設の老朽化を含めて被害があったり、あるいは被害が起きないような事前の強靱化の整備等も必要かと思うのですが、このあたりは何か課題はなかったでしょうか。

(指定管理者・奥山)

空港ビル自体もかなり老朽化が進んでいるところで、今後どう進めていこうかと

いうのを今まさに検討しているところでございます。東京都からお預かりしている空港全体の施設の老朽化に関しましては管理事務所の方から回答させていただきたいと思います。

(指定管理者・鈴木)

空港ビル以外の施設に関して、昨年度の台風で立ち入り禁止柵、場周を囲んでいるフェンスの部分が一部倒れかけたようなことがありました。老朽化していたところでは。空港の施設としてはその程度の被害で済んでおります。昨年の台風では大丈夫でしたが、今後滑走路など主要な施設に被害が出てしまった場合に、どれだけ早く復旧できるかが課題になるのかなと思います。島内で対応できる業者も限られているところで、空港だけでなく島内の道路やその他主要施設もございますので、そことの優先順位もあると思います。こうなってくると東京都や八丈町等の自治体の話になってくるかと思いますが空港の方で直接的に動けることではないかなと考えております。

(轟委員)

ありがとうございます。離島ですので空港が機能を失うと生命線を失うことになるので、BCPは非常に重要だと思っております。ぜひ、早く復旧し、運用が継続できるように、こういった施設の事前の備えもそうですし、それに向けた対応・訓練等もしていただければと思います。

(香川委員長)

他に御意見はございますか。

では私からもよろしいでしょうか。収支決算報告について質問なのですが、収入について、都の委託料が唯一の収入となっており、その下に利用料金収入とあるのですが、これは各航空会社から空港の着陸・離陸したときに一回につきいくらかというのが利用料だと思うのですが、利用料というのは港湾局に収入が入るという認識でよろしいでしょうか。

(指定管理者・奥山)

空港使用料の件につきましては、こちらで一度お預かりをして振り込みをしているという状況になります。詳細な部分については管理事務所のほうから回答させていただきます。

(指定管理者・鈴木)

空港の使用料に関してはこちらで徴収業務は行いますが、指定管理者の利益という訳ではなく、翌日等に東京都の口座に振り込むという形になります。こちらでは徴収業務だけを請け負っているという形になります。

(香川委員長)

ありがとうございます。もう一点ご質問なのですが、先ほど小宮山委員からもお話がありましたようにマラソンをやられているとのことですが、こちらは無料、有料どちらなのでしょう。

(指定管理者・鈴木)

マラソン等イベントでは今のところ参加料はいただいておりません。ただ将来的には有料化して、規模を大きくして、華やかにするという案は出ております。

(香川委員長)

そうですね。滑走路でマラソンを行ってそれが無料というところだと応募者が殺到すると思いますので、有料にしてもよいのかなと思います。

(指定管理者・鈴木)

検討していきたいと思います。

(香川委員長)

それではほかにご質問はよろしいでしょうか。

(事務局・梶)

では八丈島空港ターミナルビルのみなさまありがとうございました。

—指定管理者、退出—

(事務局・内井課長)

今の話に若干の補足をさせていただきたいのですが、灯火施設であるとか整備作業所の施設の更新がなかなか進まないというのはまさにご指摘のとおりですけれども、島に限ったことではないのですが、建築工事などの担い手が不足しておりまして、工事全般もなかなか発注しても落札がされない、不調と言っておりますが、そういう状況があります。中でも、建築工事に関わるものというのは島の中ではなかなか担い手が少ないということもあって、発注しても契約まで漕ぎつかないという実態がございます。ただ、八丈の現場からの話もあったように、必ず必要なものですので、色々不調の原因を分析しつつ、今年度も発注していくということで取り組んでいる状況です。

それから轟委員のご質問のなかで、今回の災害で突発的な、というご質問がありましたが、我々もまた想定していなかった事案がございまして、空港ターミナルに72時間用の重油を備え付けておりまして、非常用発電ができるような体制を整えていまして、今度の災害で八丈町の給水の関係で、湧き水をポンプでくみ上げて排水をしているという体制をとっている中で、電気が台風の影響で不通になってしまい、供給できないという状況が1、2日ありました。八丈島ターミナルビルの非常用電源設備が、冷却水を使うときに、通常循環をして冷却するという形をとっているんですが、一度冷やしてそのまま排水するという構造になっておりまして、そこで給水がストップしてしまったので、ターミナルの電源が一時期危ない状況になり、大きな課題だと考えているところです。

また、八丈島ターミナルビル株式会社創設に関しまして、東京都が50数パーセント出資しております。それからANAが30数パーセント、残りは地元の町や漁港協に出資をしていただいている資本構成になっています。こうした資本構成の場

合、東京都がビルの建て替えや改築にお金を出す理屈の整理が難しいです。これは我々が財政を説得していかなければならないのですが。通常であれば会社のほうでリプレイスに備えて資金を蓄えていくというのが通常だということを財政から言われるだろう。そうはいっても収入が潤沢にあるわけではないという実態でございますので、ビルの建て替え等は我々行政側の大きな課題と認識しております。

(香川委員長)

それでは「指定管理者の管理運営状況等の評価」の決定に移らせていただきます。

本委員会におきましては、一次評価の結果及び、ただ今の御議論・御意見の内容を踏まえまして、二次評価の内容を資料5「空港の指定管理者に係る二次評価(案)」のとおりとしたいと考えておりますが、御異議ありませんでしょうか。

(轟委員)

一点だけ、ガイドラインと記載がありますがこちらは何のガイドラインでしょうか。

(事務局・梶)

こちらA2-B-C-Pのガイドラインとなっております。

(轟委員)

分かりました。

(香川委員長)

よろしいでしょうか。それでは、当評価委員会の評価を資料5のとおりといたします。

それでは、以上で議事を終了し、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【閉会】

(事務局・内井課長)

ありがとうございました。

委員の皆様、御審議賜りまして、ありがとうございました。

都といたしましても、当施設の管理につきまして、指定管理者とともに努力してまいりますので、引続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の委員会の議事録及び評価結果につきましては、後日、港湾局のホームページにて公表をさせていただきますので、御了承の程をお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして空港の指定管理者評価委員会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。